

種類	同一ワクチンでの接種要領				
	対象年齢	標準的な接種(開始)年齢等	接種回数	定められている接種間隔等	標準的な接種間隔
水痘 (みずぼうそう)	生後12か月から36か月(3歳)に至るまで	生後12か月から15か月に至るまでに開始	1回目	—	—
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※注意 生後12か月以降に任意接種で1回以上接種しているかたは、定期接種の対象外となる場合や接種回数が異なることがあります。 (詳しくは【※例外】参照) </div>		2回目	1回目から3か月以上の間隔において	1回目から6～12か月の間隔

【※例外】

平成26年10月1日より前に、水痘ワクチンを生後12か月以降に、

ア 3か月以上の間隔において2回接種を受けた人は、定期接種の対象外(定期接種終了者とみなす)となります。

イ 1回接種を受けたかた及び3か月未満の間隔において2回接種を受けた人は、定期接種として1回接種を受けることができます。